

人権方針2024(ver.1)

TERAMOTO社会保険労務士法人 人権方針

TERAMOTO社会保険労務士法人（以下、「法人」という。）は、当法人の事業活動によって影響を及ぼすすべての人と人々の人権が侵害されることのないよう、国連の「[ビジネスと人権に関する指導原則](#)」に基づき、ここにTERAMOTO社会保険労務士法人人権方針」（以下、「方針」という。）を定め、人権尊重の取り組みを推進してまいります。

人権に対する基本的な考え方

法人は、国連「[国際人権章典](#)」（世界人権宣言と国際人権規約）、ILO「[労働における基本原則及び権利に関するILO宣言](#)」、ILO多国籍企業宣言「[OECD多国籍企業行動指針](#)」などの国際規範を尊重し、国際的に認められた人権原則と法規制との間に矛盾がある場合には、国際的に認められた指導原則を最大限に尊重するための方策を追求します。

適用範囲

本方針は、法人の事業に関わるすべての役職員（出向及び派遣社員も含む。以下「役職員」という。）が適用対象となります。

人権尊重に関する重点取組事項

法人は、他者の人権を侵害しないこと、事業活動上の人権に対する負の影響を防止、最小化することに努めるため、負の影響の特定、軽減、是正・救済など人権尊重に向けたあらゆる取り組みを推進していきます。

1. 人権を尊重し、強制労働や児童労働のない事業活動を行います。
2. 労働関連の法令を遵守し、適正な労働条件を提供します。
3. 個性と自主性を尊重し、人種・国籍・性別・年齢・宗教・信条・障害の有無・性の多様性などによる差別は行いません。
4. 職場におけるハラスメントの発生を予防し、万が一発生した場合には迅速かつ適切な対応をとります。
5. 安全衛生関連の法令を遵守し、安全・快適で誰もが働きやすい職場環境を提供します。
6. 労働関連の法令を遵守し、労働時間・休日・休暇・賃金・福利厚生・教育訓練などの労働条件を適正に提供します。
7. 労働組合法等の法令を遵守し、結社の自由および団体交渉に関する権利を尊重します。
8. 仕事と生活の調和を図り、多様な働き方の実現を目指します。
9. 社会保障関連の法令を遵守し、医療・年金・介護などすべての人々の安心や生活の安定を支えるセーフティネットへの円滑なアクセスを支援します。
10. 事業に関係するすべての人々との誠実な対話と協議を通じて信頼関係を構築し、人権尊重に向けたあらゆる取り組みを推進して行きます。

啓発・啓蒙、教育・研修

1. 法人は、本方針が事業活動に組み込まれ、効果的に実践されるよう、すべての役職員に対して教育・研修の機会を設けるとともに、日常的な慣習に落とし込み、法人の風土醸成と文化形成に努めてまいります。
2. 法人が関わる企業（顧問先や関与先）に対しては、本方針の根幹である「[人権に対する基本的な考え方](#)」への理解促進に努め、取組の意義を伝えていくなど、働きかけを行ってまいります。

人権への影響評価

法人は、人権尊重の責任を果たすため、今後法人の事業活動における人権への顕在的または潜在的な負の影響を確認し、優先順位をつけ取り組んで行くための仕組みを構築し、これを継続的に実施してきます。

是正・救済に関する取組事項

1. 法人は、事業活動が人権に対する負の影響を引き起こした場合、または加担したことが明らかになった場合には、適切な手段を通じて、その是正・救済に取り組めます。
2. 取引関係において、法人の事業活動が人権への負の影響に直接関係している場合は、関連する関係者と協働して、是正に向けた役割を果たすことに努めます。
3. 人権尊重の責任を果たすため、法人の事業活動において、万が一、人権侵害に関わる事案が発生した場合に通報できる窓口の設置など、法人では、今後より良い仕組みを構築し、継続的に運用していきます。

関係者との対話・協議

法人は、自らの社会的な影響力を認識し、「ビジネスと人権」に関する期待や課題を踏まえたうえで、事業活動を行っていく必要があります。企業のアドバイザーや監査を担う社労士としての職責を認識し、法的制約に捉われることなく、人権尊重に向けて積極的な役割を果たしうる関係者、あるいは負の影響を与えてしまう関係者を特定し、それらの関係者に向けた対話や協議の頻度、取組の概要および対話の方法を模索しながら、継続的に関係者との対話・協議を続けてまいります。

情報開示

法人は、本方針の実践状況等を、WEBサイトなどで情報開示します。

責任者

本方針の実践に関する責任は、法人の代表社員とします。

2024年1月1日

TERAMOTO社会保険労務士法人

代表社員 寺本健太郎